

# 中野区から転出される方へ

★ 新しい住所に住み始めた日から14日以内に、次のものをお持ちになって転入届をしてください。

- ① 転出証明書（マイナンバー（住基）カードを利用した転出届を行った方はマイナンバー（住基）カード）
- ② 本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）
- ③ 通知カード、マイナンバー（住基）カード（マイナンバーカードをお持ちの方は、通知カードはありません）

※転入届が遅れると、簡易裁判所の判断により、最大5万円の過料がかかる場合があります。

※転出証明書を紛失したときは、再交付の届出を行ってください。（国外転出の場合は、転出証明書はありません。詳細は、裏面下部をご覧ください）

※転出を取りやめたときは、中野区で転出取消の届出が必要です。転出証明書と本人確認書類をお持ちください。

★ 転出届を行ってから転出日の前日までの間に、中野区の住民票や印鑑登録証明書を申請するときは、転出証明書と本人確認書類をお持ちください。

※国外への転出届を行った方は、転出証明書に代えてパスポート（国外転出する方全員分）をお持ちください。

※マイナンバー（住基）カードを利用した転出届を行った方は、転出証明書に代えてマイナンバー（住基）カード（世帯のうち1人分）をお持ちください。

★ 転出届を行った後は、コンビニでの住民票や印鑑登録証明書交付サービスは利用できなくなります。

※世帯主が転出した場合は、同じ世帯にいる転出しない方も同様です。（世帯主の転出予定日までの間）

★ 次のお手続きをする方は、本人確認書類をお持ちください。

項目	中野区での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	・ 転出(予定)日をもって、中野区での登録は廃止になります。	必要な方は、転入先で新たに登録手続きをしてください。
通知カード	・ 通知カードがお手元にある場合は、転出先で住所の裏書が必要になります。 中野区でのお手続きは特にありません。	転入先に通知カードをお持ちください。お手元に通知カードがない場合は転入先でご相談ください。
マイナンバーカード (住民基本台帳カード)  印鑑登録 【住民記録係】 区役所 1階 5番 03-3228-5500  通知カード・マイナンバーカード・住基カード 【マイナンバーカード交付係】 区役所 1階 8番 03-3228-5425	<b>新住所地でマイナンバー(住基)カードを利用する転入届を申請される方へ</b> ・ 世帯全員分のマイナンバー（住基）カードを持参してください。持参することで継続利用できます。新住所地では、パスワードの入力が必要です。写真無の住基カードの方は、運転免許証・パスポート・障害者手帳を持参してください。 ・ 土曜日・日曜日・祝日・夜間のマイナンバー（住基）カードを利用する転入届については、転入先区市町村にご確認ください。 ・ 転出(予定)日から30日以内、かつ転入日から14日以内に転入届を行ってください。	マイナンバー（住基）カードは転入先でも、継続利用できます。ただし、転入先の区市町村が独自に実施するサービスによっては、継続してご利用いただけない場合があります。詳しくは転入先でご確認ください。
国民健康保険  【資格賦課係】 区役所 2階 5番 03-3228-5511  【国保給付係】 区役所 2階 1番 03-3228-8954  【国保徴収係】 区役所 2階 3番 03-3228-5509  【国保収納係】 区役所 2階 4番 03-3228-5507	・ 転出(予定)日（国外転出の場合はその翌日）に中野区での資格はなくなりますので、中野区の保険証はお返しください。返却せず転出後に中野区の保険証を使用した場合、中野区が負担した医療費を後日お返しいただけます。 ・ 転出日（国外転出の場合はその翌日）以降に発生した療養費、出産育児一時金、葬祭費などについて、中野区国保の給付は受けられません。 ・ 保険料は再計算して後日お知らせします。現在、保険料の未納がある方は国保徴収係（2階3番）へご相談ください。 ・ 口座振替をしている世帯の世帯主や口座名義人の方が一部転出し、残る世帯に国保加入者の方がいる場合は、口座振替等の手続きが必要です。 国保収納係（2階4番）へご相談ください。	転入先で新たに加入手続きをしてください。
介護保険  【高齢者総合窓口】 区役所 2階 6番 03-3228-6537	・ 転出(予定)日（国外転出の場合はその翌日）をもって、中野区での資格はなくなりますので、中野区の保険証はお返しください。 ・ 保険料は再計算して、後日お知らせします。保険料の未納がある方は介護資格保険料係（2階6番）へご相談下さい。  ・ 中野区で要支援・要介護認定を受けている方は、認定内容を証明した「受給資格証明書」を受け取ってください。  ・ 転出先が老人ホーム等の施設の方は、高齢者総合窓口（2階6番）へ。	受給資格証明書をお持ちになり手続きをしてください。
国民年金  【国民年金係】 区役所 1階 1番 03-3228-5514	・ 国内での転出届の際に必要な手続きはありません。 ・ 国外転出の場合、出国(予定)日の翌日に、国民年金第1号被保険者の資格はなくなります。前納された保険料は還付されます。 ・ 国外転出後も保険料の納付を希望する方は、任意加入の手続きが必要です。詳しくは、国民年金担当（1階1番）へ。	・ 転入先で確認してください。 ・ 受給中の方は、原則届出不要です。住民登録地と年金上の住所が違う方、不明な方は、転入先の年金事務所を確認して下さい。

裏面もご参照ください

項目	中野区での手続き	新住所地での手続き
<p>後期高齢者医療保険</p> <p><b>【高齢者総合窓口】</b> 区役所 2階 6番 03-3228-8944</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出(予定)日(国外転出の場合はその翌日)をもって、中野区での資格はなくなりますので、保険証はお返しください。なお、保険料は再計算して、後日お知らせします。</li> <li>・転出先が都外の方… 「後期高齢者医療負担区分等証明書」をお受け取りください。</li> <li>・制度加入前に被用者保険の被扶養者であった方、障害認定・特定疾病認定を受けている方は、認定証明書をお受け取りください。</li> </ul>	<p>転出先で新たに加入手続きをしてください。</p>
<p>各障害者手帳・ 各種医療費助成</p> <p><b>【障害福祉相談窓口】</b> 区役所 1階 23番 A 03-3228-8956 B 03-3228-8953</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳の種類・医療費助成・利用中のサービスは、転出される自治体で必要な手続きが異なります。</li> <li>・各種手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)、自立支援医療受給者証(更生・精神通院)、<b>㊦</b>受給者証 → 区役所1階23番 A にお問い合わせください。 転出先が都内の場合、「<b>㊦</b>受給者証交付状況連絡票」をお受け取りください。</li> <li>・<b>㊦</b>医療券 → 区役所1階23番 B にお問い合わせください。</li> <li>・各種制度利用に必要な住民税課税(非課税)証明書の取得をおすすめします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出先が都内の場合 → 転出先での住所変更・申請手続きをしてください。</li> <li>・転出先が都外の場合 → 身体障害者手帳は住所変更、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳は新帳作成の手続きをしてください。</li> <li>・各種医療費助成・サービスは自治体により異なりますので、申請に必要なものを事前にご確認ください。</li> </ul>
<p>児童手当</p> <p><b>【児童手当・ 子供医療費助成係】</b> 区役所 3階11番</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者が児童と別居された場合は、子ども総合相談窓口(3階11番)で手続きしてください。</li> <li>・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、子ども総合相談窓口(3階11番)で手続きしてください。</li> </ul>	<p>転入先の区市町村で、中野区の転出予定日の翌日から15日以内に申請の手続きをしてください。手続きが遅れると、手当を受け取れない月が発生する場合があります。</p>
<p><b>㊦</b>子医療証 <b>㊦</b>ひとり親家庭等医療証</p> <p><b>【児童手当・ 子供医療費助成係】</b> 区役所 3階11番</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出(予定)日(国外転出の場合はその翌日)をもって、中野区での資格はなくなりますので、医療証はお返しください。</li> <li>・<b>㊦</b>医療証は、別途子ども総合相談窓口(3階11番)で手続きしてください。</li> </ul>	<p>区市町村で異なる制度なので転入先にご確認ください。</p>
<p>区立の小・中学校</p> <p><b>【学事係】</b> 区役所 5階12番 03-3228-5459</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」を通学していた学校で受け取ってください。</li> <li>・引き続き中野区立の学校への通学を希望する方は、学事係(5階12番)へ相談してください。</li> </ul>	<p>在学証明書と転学児童(生徒)教科用図書給与証明書をお持ちになり、手続きをしてください。</p>
<p>原付バイク(125cc以下) ミニカー</p> <p><b>【諸税係】</b> 区役所 3階7番 03-3228-8908</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃車手続きをするか転入先の区市町村で新たな登録手続きをしてください。詳しくは、諸税係(3階7番)へお問い合わせください。</li> <li>・国外へ転出される方は、標識交付証明書、ナンバープレート、印鑑をお持ちになり廃車手続きをしてください。</li> </ul>	<p>廃車届出済証または中野区のナンバープレート・標識交付証明書、印鑑をお持ちになり手続きをしてください。</p>
<p>住民税 (特別区民税・都民税)</p> <p><b>【課税係】</b> 区役所 3階1番 03-3228-8913</p> <p><b>【納税係】</b> 区役所 3階5番 03-3228-8924</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年1月1日現在中野区にお住まいで住民税の申告をしていない方は、課税係(3階1番)で申告してください。申告していないと、引越先で税証明が必要になったときに、すぐにお取りになれないことがあります。税証明は、必要とする年度の1月1日にお住まいの区市町村で交付します。</li> <li>・本年1月1日に中野区にお住まいの方は、その後転出されても中野区に住民税を納付していただくことになります。</li> <li>・住民税の未納額がある方は納税相談係(3階5番)へご相談ください。</li> <li>・国外へ転出される方は、課税係(3階1番)で納税管理人の申告手続きをしてください。</li> </ul>	

## 国外転出された方へ

平成31年4月

- ◆ 国外から日本国内に転入する際は ①パスポート(入国時の日付印のあるもの・転入する方全員分) ②戸籍謄本または抄本 ③戸籍の附票 ④通知カード(お持ちの方はマイナンバーカード)をお持ちになり、新住所地で国外転入の手続きをしてください。
- ◆ 在外選挙人名簿の登録について・・・日本の国政選挙の投票を行うためには、在外選挙人名簿への登録が必要となります。国外転出届出後、国外転出予定日までに中野区選挙管理委員会へ申請する登録方法(中野区の選挙人名簿に登録がある方)と国外へ転出後、その居住地区を管轄している在外公館へ申請する登録方法(在留届の提出と同時にできます)があります。ご不明な点は、お問い合わせください。

【中野区選挙管理委員会】区役所9階17番 電話03-3228-5541

中野区役所 〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1 TEL 03(3389)1111 (代表)